

テーマⅠ．再処理工場の重大事故について

- I - 1 西独の IRS による 1975 年の再処理工場の重大事故シュミレーションをどう評価しているのか。日本でも六ヶ所、東海の再処理工場の重大事故シュミレーションを行うべきでないか。何度も要望してきたが行わない理由は何か
- I - 2 図①は 1980 年代にグリピースがドイツのバックースドルフの再処理工場の重大事故のシュミレーションを行いこれに高木仁三郎さんが日本の六ヶ所を重ねられたものだが、どう評価されるか。
- I - 3 六ヶ所再処理工場の重大事故について
2021 年、内閣府は日本海溝巨大地震の想定を M9.1 震度 7、として 30 年以内に 70% の確率で起こると発表し、再処理工場のある六ヶ所村のある下北半島は震度 6 強と発表した。又この工場の敷地はもともと沼地であり、工場の下には断層が走っている。
- ① 内閣府は公共施設等は震度 6 強以上の耐震ゆとりを持たせることと提言*している。震度 6 強は 830 ガル～1500 ガルと国交省が公開した。六ヶ所再処理工場の基準地震動は 700 ガルであるが、震度 6 強の地震に耐えるのか。審査されているのか。
 - ② 約 3000 トンの使用済み核燃料が冷却されているがプールのひび割れ、水抜けを想定しているか。
 - ③ なぜ十分冷えたものを乾式貯蔵にしてリスクを減らさないか。
 - ④ 約 1300 Km もの長大な配管が同時多発的に破断し、中からプルトニウム等あらゆる放射性物質が噴出するのではないか。
 - ⑤ 送電の為に鉄塔が損壊し、大規模停電になると 211 m³ の高レベル放射性溶液も冷却できなくなるのではないか。
 - ⑥ ミサイル爆撃や米軍機の墜落、テロ攻撃による再処理工場の爆発をなぜ正しく想定しないのか。
 - ⑦ 福島からの放出汚染水は、猛毒のトリチウム等いかに薄めようがその毒性は消えず、海産物を汚染し、やがて食物連鎖により、人間の DNA を傷つけるようになる。
もし、六ヶ所再処理工場を本格稼働するならば、トリチウム、要素、プルトニウム、ストロンチウム、セシウムなどが「垂れ流し状態」となり、トリチウムだけでも今回の放出の 440 倍に相当する核種が放出されるがどうされるつもりか。

I - 4. 東海再処理工場の重大事故について

2022 年 9 月、更田前原子力規制委員長が、退官記念の記者会見に於いて「東海再処理工場の高レベル廃液を、最も強く懸念している」と述べられた。東海再処理工場は 2014 年 9 月廃止が決定されたが、推定 310m³ の高レベル廃液は今も冷却保存中だ。

- ① - 1 東海再処理工場は、太平洋に直面し、標高 6 m に位置し、防波堤がない。内閣府は南海トラフ巨大地震や日本海溝三陸沖北部の巨大地震の地震動について評価をしているが、福島沖から南の日本海溝南端までの巨大地震について評価をしているのか。もし行っているならば東海村の震度と津波高をいくらか評価しているのか。
- ① - 2 防波堤を作らないのならば、非常用ディーゼル発電機等を早急に高台に設置すべきではないか。
- ① - 3 東海再処理施設では建物が津波に耐えるように強化されています。しかしそれはどの程度の大津波に耐えられるのか。
- ② 大地震等による高レベル廃液貯槽の損壊、冷却不能を想定し対策を講じているのか。
- ③ 高レベル廃液に含まれている各核種濃度と総量を教えて下さい。もし重大事故により廃液が冷却できなくなった場合の蒸発乾固後、硝酸塩爆発もしくは熔融揮発による放射能の環境放出が推定されますが、シミュレーションされているか。放射性物質の

環境放出量はどれ位が想定されているか。

- ④ ミサイル攻撃に対して、「ミサイルを防げる原子力施設はない」と防衛大臣が言われており、テロ攻撃に対しても全く無防備だ。図2は、1983年に高木仁三郎さんが、試算されたもので、日本は壊滅してしまう。2023年の9月でも推定310 m³の高レベル廃液があり、高木評価と被曝線量は殆ど変わらないのではないか。高木評価をどう考えているか。
- ⑤ 1982年ガラス固化試験開始から40年経過しているが、ガラス固化時の白金族析出の失敗が依然として解決していないこのことをどうするつもりか。なぜ、ガラス溶融炉を仏英国で採用されているAVM方式を試みないのか。

テーマⅡ 原発事故・避難計画の問題点について

原発事故における「避難」とは、放射線による住民の被ばくを避けることであり、原発から放射性物質が放出される前に避難すべきであり、もし放出されてしまった場合には、被ばくを最小限にするための防護措置が必要。いずれも数時間という単位での迅速な対応が重要だ。

1. 原子力政策が国策である以上、防災の責任は市町村長や知事ではなく、国が負うべきではないか。

国や省庁の中で誰が責任を負うのかを明らかにして頂きたい。

2. 現行の避難範囲・PAZ、UPZについて

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）を5 km圏内、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を30 kmとしているが、放射能の飛散が30 kmに留まる科学的根拠がない。危機管理の最も重要なことは、最悪の事態を想定することであり、この規定は甘すぎるのではないか。

① それぞれの行政の避難計画を検討してみると、原子力規制委員会が「格納容器破損防止対策の有効性評価の基準として、セシウム137の放出量を100テラベクレル（福島第1原発事故の放出量の約100分の1）を下回ることを求めていることから、実際に起こる事故をこのレベルであると捉えて計画を立てている。規制委員会はこれで良いと考えているのか、明らかにしていただきたい。

② 規制委員会は、次の過酷事故で「100テラベクレルを上回る放射能が放出された」場合、全面的に法的、政治的責任をとらねばならない立場にあると思うが、その認識はもたれているのだろうか。この点を明らかにしていただきたい。

③ 原発の審査において、どのようにして100テラベクレル以上は放出されることはないと判断しているのか、その科学的根拠を教えてください。

3. ヨーソ剤の配布対象を、希望する全国民とし、特に子どもや若者に対して、もっと入手、服用しやすい方法を検討すべきではないか。とりわけ図①、図②で見てもわかるように、六ヶ所・東海村の再処理工場の大事故の際に5 km、30 kmの規定など、何の意味もなさないことが分かる。また人々は常に移動しており、必ずしも居住地にいるわけではない。また不案内な旅先で事故に遭遇した場合ヨース剤をどこに取りに行けばよいか分かるはずもない。このため常にヨース剤を持参することを奨励しなければ、いざというときに対応できないのではないか。

4. 図①、図②のように放射能が関東、中京、関西の大人口都市を襲い、国民の半数を死に至らしめるという最悪の場合を想定し、国外避難計画が必要だと思うが、そのことを具体的に検討しているか。

以上